

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和元年10月31日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 横浜地方裁判所小田原支部会議室

参加者等

支部長 高山 光明（横浜地方裁判所小田原支部長）
司会者 佐脇 有紀（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）
裁判官 角田 由佳（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）
検察官 竹田 哲郎（横浜地方検察庁小田原支部検察官）
弁護士 浅井 崇裕（神奈川県弁護士会（県西支部）所属弁護士）
裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）
裁判員経験者2番 30代 女性（以下「2番」と略記）
裁判員経験者3番 50代 女性（以下「3番」と略記）

議事要旨

（支部長）

お待たせいたしました。それでは、意見交換会を始めることといたします。私は当裁判所の支部長をしております裁判官の高山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、本当にお忙しい中裁判所にお越しいただきまして、心から感謝しております。今回の意見交換会の目的ですけれども、裁判員裁判が始まりましてちょうど今年の5月で丸10年が経ったわけでありましてけれども、私は裁判員裁判というのは、60年、70年とか100年とか、それくらい長い間の制度であるというふうに考えております。人間で例えますとまだ生まれて10歳ということで、小学校の4年生とか5年生とか、そんなような感じになるわけでありまして。裁判員裁判が始まった頃から様子を見ていた私からしますと、よく育ったなという感じもしているわけでございますけれども、まだまだ課題も多い。これから皆様方の御意見を頂戴して、中学生、あるいは大人になっていくという、そういう形で成長していかなければいけない、そういう制度であるというふうに考えております。そのためには、や

はり裁判員を実際に経験された皆様から率直な御意見をお伺いいたしまして、それを我々の方でまたしっかりと検討して裁判員裁判をよくしていくという、そういうことを今考えているところでございます。是非とも活発な御意見をいただければ幸いです。裁判員裁判は、今大きく分けて3つの課題があると言われております。1つ目は、やはり裁判員裁判というのは、これは裁判官だけではない。裁判員と裁判官、国民の皆様と一緒に裁判をするということで、国民と裁判官の協働、一緒にやるという、そういうことがよく言われております。そのためには、評議がしっかりと充実しなければいけない。そのためには、皆様がしっかりと意見を言えなければいけない。ただ、意見を言うためには、しっかりと充実した分かりやすい訴訟活動がされなければ理解することができないということで、評議の充実、審理の充実、そのところがまず第1点。これは、もう昔から言われているところでございます。それから、いわゆる刺激証拠というものがございまして。遺体写真とか、そういうものです。こちらにつきまして、私も裁判員裁判の裁判長を経験したことがございましてけれども、しっかりと見て判断すべきであるという方が結構いらっしゃる反面、やはりそういうのは見たくないという方もいらっしゃるわけでございます。裁判員が精神的に不安定な状態で審理に臨むことになると、きちんとした意見を言うこともできなくなってくるということで、そこをどうするかという問題。それから、毎年少しずつ裁判員裁判の辞退者が増えている状況でございまして。その原因は一体何か。仕事がお忙しいというところで日程の取り方に問題があるかどうか。そういうところをしっかりと解明していきまして、できるだけ多くの方々に参加しやすい制度にしないと、国民の意見を裁判員裁判に反映するという目的からちょっと外れてくることになっていきますので、そういうところも課題として意識されているところでございます。そういうことで、裁判員裁判をこれからよりよく、よりいい制度にしていくために皆様の御意見は、本当に貴重な御意見というふうに考えておりますので、本当に率直な御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

ここからは、私の方で進行をさせていただきます。本日は、お忙しい中裁判所へお越しいただきましてありがとうございます。今年度小田原支部刑事部で裁判員裁判の裁判長を務めさせていただいております佐脇と申します。どうぞよろしく願います。本日は、3名の裁判員経験者の方に集まいただきました。あらかじめお断りをしておきますが、本日予定されていた殺人未遂事件の担当をされた裁判員1名の方は御欠席ということで残念ながら御連絡をいただいております。今回皆様が参加された2件の事件については、いずれも昨年度、あるいは今年度小田原支部で行われた裁判員裁判事件で私も右陪席、あるいは裁判長として担当させていただきました。今日は、検察庁、弁護士会からもお一人ずつ代表で来ていただいておりますので、まず簡単に自己紹介いただいて、この会に望むことなどお話しいただければと思います。では、順番に、検察官からお願いいたします。

(検察官)

横浜地方検察庁小田原支部検事の竹田と申します。昨年の春にこの小田原支部に参りまして、ここでも、本日御出席されている裁判員経験者の皆様が御担当された事件は含まれておりませんが、裁判員を3件ほど担当しております。検察官としましては、当然ながら裁判員裁判では分かりやすい主張、立証、説明を心掛けているところではありますが、それが実際に裁判員を経験された皆様がどのようにお感じになられたのか、今後より分かりやすい裁判を実現するために忌憚のない率直な御意見をお伺いできればと思っております。よろしく願います。

(司会者)

では、弁護士会の代表の方、お願いいたします。

(弁護士)

弁護士会代表の弁護士の浅井と申します。私まだ若輩者ですので、裁判員の経験は少ないんですけれども、県西支部の代表として来ております。今弁護士はいろいろ裁判員に分かりやすいように研修などを重ねておりますけれども、やはり皆様の

生の声を伺える機会というのはめったにないので、本日伺った率直な意見を弁護士会で共有した上で、より分かりやすい裁判員裁判を作っていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会者)

あと、本日は刑事部で左陪席をしている角田裁判官にも出席してもらっているので、挨拶してもらいます。

(裁判官)

刑事部で左陪席をしております裁判官の角田と申します。私は、今回議題に上がっております裁判員裁判事件はどちらも担当しておりますし、小田原支部で行われる裁判員裁判は全て左陪席として関与する立場でございます。評議などを通じて伺うこともありますけれども、やはり終えてみて時間が経って改めて振り返ってみて思うこと、考えることもあるかと思えます。今日は、そのような貴重な御意見を伺える機会でございますので、いろいろな意見を頂戴できればと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、この場では裁判員経験者の皆様のことは、大変失礼ですけど、1番さんから3番さんまでという形で番号で呼ばさせていただくということを御了承ください。今回出席された経験者の方がどんな事件を御担当になったのかという点について、それぞれの方に御経験いただいた当時の御記憶を呼び戻していただくという趣旨で資料をお配りしております。その概要を説明した上で、概括的な感想、あるいは御意見などをこれから伺っていきたいと思えます。まず、事件の内容について判決で認定された事実をベースに御紹介させていただきます。まず、1番、2番さんが関わった事件は強制わいせつ致傷事件です。内容としては、被告人が路上で深夜面識のない女性にわいせつ行為をし、その際けがを負わせたという事案です。この事件については、被害女性の氏名は明らかにしない決定をしているという事案ですので、資料には当時のままのものになっているかと思えますけれども、裁判員の方にはこ

の場でも被害女性の氏名は述べないということに御留意いただきながら、御感想や御意見などを述べていただきたいと思います。この事件は、強制わいせつ致傷の成立は争わないとされましたが、暴行とわいせつの対応の一部が争われた事案でした。被害者が証人となり、判決までの審理日数は2日弱、評議は約2日といった事件でした。お手元の資料などをめくっていただいて記憶を呼び戻していただいて結構ですので、これから伺ってまいりますけれども、まず1番さんから何か、御記憶の限りで結構ですけれども、裁判員を務められていたときのことを思い出していただいて、当時の御感想などを述べていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

(1番)

その記憶というところすごく幅広い部分になりますが、その事件に関しては、2日間も3日間もかけて裁判するような内容なんだなというふうに感じました。

(司会者)

もうちょっと短くてもよかったかなという感じの御意見ですか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

それ以外に何か御感想等がありますか。

(1番)

考え方がいろいろ、ふだんの考え方ではない視点からの考え方とかで、そういう部分ではとても勉強になりました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さん、同じ質問になりますが、当時のことを思い出していただいて、裁判員を務められていたときのこと、御感想などをまず述べていただけますか。

(2番)

私は、1番さんとちょっと逆というか、逆でもないんですけど、日にちが短いとい

うふうに感じて、この全体で4日間というので全て判決まで決めなければいけないというのがすごくあつという間に感じました。1番さんもおっしゃっていましたが、いろんな方の意見を聞いて、皆さん本当に違う視点から答えられていたので、すごく自分としても勉強になりましたし、すごく貴重な体験をさせていただいたなと改めて思いました。

(司会者)

ありがとうございます。そのほかの点は特によろしいですか。

(2番)

今のところは、はい。

(司会者)

では、まず御感想というところで順次進めていきます。では、3番さんの御担当になった事件は通貨偽造・同行使の事件です。内容としては、被告人が共犯者と共謀の上、一万円札を偽造し、別の共犯者と共謀の上、これを行使しましたが、自首をしたという事案でした。これは自白事件でしたが、通貨偽造における被告人の立場が量刑上の争点とされました。判決までの審理日数は約2日、評議は約2日弱というスケジュールで実施されています。3番さん、同じように何か御感想ありますか。述べていただけますか。

(3番)

7月にあった裁判員裁判で、改めて数か月経って思い返すことという、やはりあつという間に4日間が過ぎたなというのがあります。最初にここに何十名も集まった中で抽選で選ばれて、まさか選ばれるとは思わずに、午後からの予定をキャンセルし、そのまま裁判に突入したので、流されるままに流されたという感じはありますけど、最初にこの裁判員を受けるときにある程度の覚悟はしてはきたんですけど、やはり未知の世界というか、ドラマの世界というか、映画の世界というか、そういうところからしか見たところなかったので、果たして自分にできるのかどうかというのも不安でしたし、ちょっとだけ用語なんかも検索したりとかはしていたん

ですけれども、何しろ初めてのことだったので、裁判の法廷の雰囲気にもまれるところもあったし、今もちょっと緊張はしているんですけど、そんなこともありましたけど、分かりやすく資料を作っていただいたりしたので、分からないなりに何とか頑張って理解しようという努力はしたつもりです。事件のことに關しては、もっと凶悪犯罪だったりするのかなとかというイメージもあったんですけど、事件の重さには人それぞれの考え方もあるので、今回担当した事件が重いのか軽いのかというのは別の話ですけど、自分の印象では、うん、こんなことというような、はてなマークがちょっとあって、でもそういうことに関しても一つ一つ法律で裁くというか、その事件に対して、ちゃんとしないといけないんだなということが今回勉強になりました。あとは、いろいろな方の意見を聞きながら自分の意見もまとめてはあったんですけど、やっぱりふだんから友達、家族とかにどう思うとか、こうだよねという話をしながら自分も考えることが多かったので、ちょっと家に帰って、職場に戻って誰にも話せないというのがちょっとストレスで、何か飲み込まなきゃいけないというストレスは多く感じました。

(司会者)

ありがとうございました。では、次は個別の問題に順次入っていきたいと思います。それぞれの進行予定表というものを御覧いただけますか。まず被告人の人的質問、本人に間違いがないかということを確認しましたね。それから、罪状認否、公訴事実間違いはないか、どこが争点になるのかななどの確認をした後、検察官と弁護人に冒頭陳述というものをしてもらっています。ファイルには、冒頭陳述のメモもついていますかね、それなどを御覧いただきながら、当時のことを思い出して述べていただければと思います。このメモというのは、検察官や弁護人が今後立証しようとする内容、法廷で皆さんに証拠調べでこういったところを見てほしい、注目してほしいということについていわばプレゼンテーションをしてもらおうという手続でした。この冒頭陳述について少し皆様の御意見を伺いたいと思います。ざっと見ていただいて、まず検察官の冒頭陳述ですかね、そちらが先に読み上げられたものか

と思います。初めての経験ということで緊張されたというふうにおっしゃった方もいらっしゃいましたけれども、法廷に入ってから検察官の冒頭陳述を聞くまで15分、あるいは20分という時間なので、その頃には落ち着いて集中して聞けるような状態だったかどうか、緊張して全然頭に入ってこなかったというようなことがなかったかどうかという点などについて、何か御記憶、御感想等あればまず述べていただきます。順番に1番さん、いかがですか。

(1番)

法廷に入ったときはもう緊張もしていなかったですし、話もよく聞けました。そして、分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんに伺います。いかがでしたか。

(2番)

多少緊張はしていたんですけど、その話が頭に入らないとかいうレベルではなくて、その冒頭陳述メモのとおり説明してくださったので、すごく分かりやすかったですし、そのときもそこまですごく緊張というのはあまりなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さんはいかがですか。

(3番)

私は、やっぱり先ほども言っていたように少し緊張したのはありましたけど、集中して聞けることは聞けました。時間もそんなに長くなかったので、集中して聞けたと思います。

(司会者)

では、少し具体的なところに入っていきます。1番さん、2番さんが関わった強制わいせつ致傷の事件は、検察官が提出した冒頭陳述メモ、これがA4で1枚、弁護人が出した冒頭陳述メモもA4で1枚という分量になります。弁護人と検察官で暴行やわいせつ行為の態様の一部について主張に違いがあったという事案でしたけれど

も、双方の冒頭陳述を聞かれてどこが違っているのか、どこに注目したらいいのかという点について検察官や弁護人がどういう主張をしているのか、その主張の違いなどの分かりやすさはどのようなものであったかという点について伺っていきます。では、また順番に1番さんの方で、検察官と弁護人の冒頭陳述メモと対比して御覧いただくなどして、当時の記憶でいかがでしょうか。双方の主張の違い、分かりやすさなどどうでしたか。

(1番)

主張が違うのは違いますが、説明の内容は分かりやすかったと思います。ただ、検察官と弁護人との主張の違いというよりは、そのときは被害者の証言と検察官の主張が結構違ったので、それでいろんなことを判断するのに戸惑った記憶があります。

(司会者)

そうすると、冒頭陳述を踏まえて証拠調べに臨んだときに被害者の証言を聞いた後の感想ということですか。

(1番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。そのほかの冒頭陳述の関係は特にありますか。

(1番)

ありません。

(司会者)

では、2番さんはいかがですか。

(2番)

検察官と弁護人とのそれぞれの主張を聞いていて、やっぱりその被害者の意見を基にしたものと、その被告人の意見を基にしたものだとここまで変わってくるんだなというか、内容が変わるんだなという印象は受けましたけど、自分がこういうのに臨む前に考えている中では、予想と同じというか、やっぱりこういう感じなんだ

なというか、主張が反対というのは予想どおりというか、は感じました。

(司会者)

証拠調べに臨むに当たって注目すべき点はどこかというのは、双方の冒頭陳述を聞いて把握できたという感じでしたかね。

(2番)

完全に把握できたかという情報量が結構あるので、ちょっとその場では難しいかなと思いました。

(司会者)

そうすると、主要なところは大まかに把握できたかなという感じですかね。

(2番)

はい。メモしながら聞いていたので、一気に理解するのはちょっと難しいかなとは思いました。

(司会者)

2番さんは、メモを取られていたということですかね。

(2番)

多分ずっと取っていました。

(司会者)

冒頭陳述を聞きながらメモを取ったということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

そのメモを取られたというのは、どのようなところに注目してとか、意識してとか。

(2番)

書いてあること以外であったことについて書いていたと思います。

(司会者)

そうすると、言葉で補足したところについて漏れないように一生懸命書いたという。

(2番)

はい。追加みたいな感じで書いていた気がします。

(司会者)

メモに書いてある分とそもそも印字されていたところは大分中身が違うとか、補えるとか、その辺はどうですか。

(2番)

メモを取っていたのは、いきさつというか、そういう部分を書いていたのかもしれないです。最初の状況とか、事件のときの状況とかを補足して書いていったんだと思います。

(司会者)

やはりメモを取らないとその場では把握できないんじゃないかというふうに思っ
て一生懸命取ったという感じですか。

(2番)

やっぱり理解する上で少しでも足しになればと思って、結構必死に取っていたの
かなとは思っています。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。では次に、3番さんの事件ですけれども、
これは自白事件ということで、共犯者間の立場の評価が争点でした。これは、検察官
の冒頭陳述メモはA4で1枚程度、それから弁護人は横書きのA4で1枚の冒頭陳
述をされました。この時点で双方の主張のどこが違うのかなどについてすんなり頭
に入るように理解できたかどうか、検察官や弁護人がどんなことをこれから言いた
いのかという点が分かりやすかったかどうか、その点3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

冒頭陳述のときかどうかはあまり記憶にないんですけど、法廷にいるときにはず

っとメモは取っていたと思います。どんなことを書いたかは忘れてしまったんですけども、かなり細かく書いていた記憶はあります。やっぱり事件のことをその日に聞かされて、被告人と共犯の背景とか年齢とか、あと環境とか生活環境とか、そういうことを分かっていないといけないかなというのがあったので、そういうことはあまり詳しく書いていなかったと思うので、自分なりに聞きながら書いていたこともあったので、やはり書きながら理解するのが目一杯で、Aは誰、Bは誰、Cは誰みたいな感じで頭の中の整理する時間があまりなかったかなと思いました。資料に関しては、書いてあることを読んでいただいている感じだったので、分かりづらいところもそんなになかったですし、どちらの言い分にもそんなに差がなかったような記憶が残っています。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっとメモを取ったという話も出ましたので、1番さんはその点は御記憶ありますか。

(1番)

ちょっとは取っていますが、そんなにたくさんは取らず、何か自分的に話を聞いていてポイントだなって感じたところを本当に単語程度しか取っていないです。

(司会者)

ありがとうございました。あと、冒頭陳述の関係で双方のプレゼンの仕方であるとか、声の大きさ、速さなどの問題で何か御記憶の方いらっしゃいますでしょうか。速過ぎたとか、ちょっと声が小さかったとか、その辺りはいかがですか。じゃ、2番さんは何かこの点で御記憶ありますか。

(2番)

ちょっと記憶が曖昧なんですけど、内容は分かるんですけど、多分弁護人がちょっと話すのが速かったかもしれないです。検察官は、速さ的には分かりやすいかなという感じはありました。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんは御記憶ありますか。

(3番)

はっきりとは覚えていませんけど、弁護人は女性の方だったので、とても口調が優しくて、話すスピードもとてもゆっくりだったと思います。検事も女性と男性の方がいらしたんですけど、女性の方もスピード的にはそんなに速くはなかったもので、聞き取りやすかったですけど、何となく攻撃的じゃないですけど、やっぱりストレートに、事件がこうあった、事実を述べているなというのが感じて、弁護人はやはり弁護する形というか、そういう視点なんだなという感想は持ちました。

(司会者)

ありがとうございます。1番さんはいかがですか。

(1番)

そこではそんなに話の理解がしづらいような声の大きさとか、速度とかというのはあまり記憶がないので、多分よかったんだと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、冒頭陳述に関して検察官や弁護人からも御質問があれば言っていただければと思います。まず、検察官から何かありますか。

(検察官)

はい。先ほどお話の中で出ましたメモについてなんですけれども、メモをとることでより理解が進むという点もある一方で、先ほどのお話でもやはりメモをとるのにかなり力が取られてしまって、その場ですぐに一回で理解することについて若干弊害になってしまっている部分もあるのかなというふうに聞いておりました。この点については、率直に皆様の御感想としてできるだけメモを取らなくてもいいような書面を準備しているのと多少なりともやっぱりメモを取りながら聞いている方が理解が進むのかどうか。その場での理解だけではなくて、その後の理解も含めてですけれども、どちらの方が聞いていて聞きやすいのかという点について御意見をいただければと思います。

(司会者)

では、この点について、3番さんはいかがですか。

(3番)

ある程度の資料は必要だと思います。多分自分の中で理解ができないことは後で何だったっけって思い出すようなことがあるといけないと思って多分必要以上にメモを取っていたのかもしれないんですけども、特別分かりにくかったということではなかったの、資料をこれ以上もっと細かくということもできるんですか。

(検察官)

これ両方やり方はあるかと思っていて、メモにある程度残した上で口頭で補うという方法もありますし、もう全部言いたいことは100パーセントメモに落とすという方法もあろうかと思えます。あるいは、かなり情報を少なくしてしまって、メモと口頭での発表を全部合わせますけれども、情報量としてかなり絞り込むという方法もあろうかと思えます。

(3番)

ある程度メモを取りながら聞いた方が私は自分の頭の中に入ってくると思うので、それほど莫大な量を自分で書いたとも思えないですし、適量だったのではないかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんはいかがですか。

(2番)

私も全く何も書かないというよりは、多少なりとも補足という形のレベルで書いた方が頭に入る方なので、全部冒頭陳述に表示するよりは、たまにメモを取る程度だったらこのままでいいのではないかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。1番さん、いかがですか。

(1番)

私はあまりメモも取る方ではないので、メモはポイントで取りましたが、結局終わってみるとメモを取らなくてよかったかなというふうに感じています。なぜかという、冒頭陳述を聞いた後に違う部屋に戻って話し合いをするときに、いろんな議題をどんどん出してくれて、いろいろ説明はしてくれるので、話だけをきちんと聞いていればメモはなくても審議はできるのかなというふうに感じました。

(司会者)

ありがとうございました。検察官、このぐらいでいいですか。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

では、弁護士から何か御質問ありますか。

(弁護士)

はい。検察官の質問と近いんですけども、冒頭陳述メモをどのように利用されていたかについて伺いたいんですけども、弁護士会でいろいろ説がありまして、冒頭陳述メモはもう配らないと、ただ口頭で説明して、冒頭陳述が終わった後にメモを配るとか、それとも配らなとかいういろいろの説もありまして、先ほど伺った感じだと冒頭陳述メモにメモしている方もいらっしやったと思うんですけども、皆様はどのように冒頭陳述メモを後の審理に使われていたのかということをお伺いしたいんですけど。

(司会者)

では、1番さん、いかがですか。

(1番)

どんなふうに使っていたかという、まず紙はやっぱりあった方がいいかと思うんです。それはなぜかという、そんなに詳しく書いていないにしても、お互いの主張が全然違うわけで、それを見比べたりするときにやはりあった方がいいかなと思います。

(司会者)

2番さん、その点どうでしょうか。

(2番)

私も最初から冒頭陳述の紙が、検察官も弁護人も両方あった方が、1番さんがおっしゃったように比べて見ることができますし、その後の話合いのときにとても役立つというか、話をする上で役に立つので、最初から必要だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、いかがですか。

(3番)

やっぱり資料が何もないと、後で比べるときに、あれ、どうだったっけということになるので、何かしら紙面では出してほしいと思います。

(司会者)

この質問はこれでよろしいですかね。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

では、あと角田裁判官からは質問ありますか。

(裁判官)

私からも質問させていただきます。今メモの使い方の話がありましたけれども、この冒頭陳述の後に証拠調べに移るわけなんですけれども、何か証拠調べの折とか、事後に、ああ、こんなことがあったなという形で、見返したりとかいうことがあったのかということと、メモを取る、取らないにかかわらず、後から振り返ってみて分かりやすかったかどうかという観点では、メモというのは助けになりましたかということをお伺いしたいです。

(司会者)

それは、では3番さん、いかがでしょう。

(3番)

やっぱり後から見返したときに、ここには書いていないことも確か自分でメモしていたことがありました。記憶にあまり詳しくは残っていないんですけど、偽造したときのお金が何枚あったとか、そういうことが100枚と1枚とでは大分違うんじゃないかなという、そういう背景とかもあったので、役に立ったメモだとは思っています。

(司会者)

じゃ、2番さんはいかがですか。

(2番)

私もメモがあることで、それが重要な何かにつながるとかいうのは別で、頭の中で流れを整理するために書いているという感じもあるので、メモも取ることは重要だったかなと思います。

(司会者)

では、1番さんは何かありますか。

(1番)

私は、メモはあまり取らない方なので。ただ、その後のいろんな話合いの場で、メモを取ってないので、そもそも役に立つか、立たないかというところはあれですけども、それよりも皆さんの意見とかの話聞きながらの方がいろんな考え方というのか、どういう論点で考えていけばいいかとかということで、そのメモよりも皆さんの話合いの中とか、話合いをうまく導いてくださっていたので、その方がとても考え方、考えるときのポイントになったというか、そんな感じです。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、証拠調べの段階に入っていきたいと思います。まず、争いがない部分については検察官が提出した証拠書類で調べたりしていますから、実際にはそのとき皆様の目の前にあったモニターに犯行場所はここですとか、こんな状況ですとかいろいろな文字や写真や図面が映し出されて、それを検察官が

読み上げたり示したりしていくということで証拠調べが進んでいったかと思えます。その取調べを済ませた上で、証人尋問の予定があるものについては尋問に入っていく、被告人質問も行うという流れだったかと思えます。まず、モニター越しにいろいろ見ていただいた証拠書類の調べの印象を伺いたいのですが、検察官の方で写真とか図面とかをモニターで示したり、供述調書の内容も読み上げたりして、文字が映し出されて、そのモニターの画面とあわせて検察官の口頭での朗読を聞くという進行があったかと思うんですが、その証拠調べについて分かりにくかったとか、そういうことがなかったかどうか。分かりやすかったか、分かりにくかったか、あるいはもう少しこの辺が、具体的にはちょっと言いにくいかもしれませんが、もう少しこんな工夫があったらよかったんじゃないかとか、あるいは証拠が多過ぎたのか、少な過ぎたのか、足りないというふうに感じたかどうか。そういう辺りについて伺えればと思います。少し日数が経っていますけれども、写真とか図面の分かりやすさのようなものがどうだったか、その点はいかがでしょうか。まず、1番さん、どうですか。

(1番)

その証拠というか、そのときの事件当時の説明みたいのが地図とかを含めて確かあったと思うんですけども、地図とか、あと方角とかというのが、その話をしているのは分かるんですけど、それとその地図とが重なり合わせるのがとても、私が方向音痴なところもあるんですけど、ちょっと分かりづらかったのを覚えていて。なので、もちろん言葉でも説明はするんですけども、ただの地図とかじゃなくてこうやって動いていきましたよとか、ここでこうなりましたよということを画面上で、例えばパソコンをそのまま動画で映すとかじゃないですけど、もうちょっと分かりやすく、リアルに再現してもらってもっといいかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。2番さんは、何かその点の御記憶はいかがでしょうか。

(2番)

私も忘れかけてしまっているところもあるんですけど、あまり資料の大きさとかは、あれ以上大きくしてもという感じはあるんですけど、初見であの状況を聞いて資料を見たときに、方角とかもそうですけど、距離とか、そういうのがすぐは理解できないかなと思って、もう少し何か分かりやすいというか、詳しく教えていただけるといいなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。図面の話、地図の話が出ましたけれども、そのほかの証拠に関しては足りなかったのではないかとか、多過ぎたかどうかとか、その辺りは1番さん、2番さん、いかがですか。

(1番)

その証拠とかのことをあまり覚えていなくて、あまり記憶にないので、多かったか、少なかったかというのがちょっと、すみません、分からないんです。

(司会者)

では、2番さんはいかがですか。

(2番)

その地図以外に被害者の私物とかが、あったような気がするので、必要ないと思って出さなかったのかもしれないですけど、役立つかは分からないんですけど、ちょっと見たかったなというのがあります。

(司会者)

被害者が被害に遭ったときに様々な所持品をどこかの場所に遺留されたり、落とされたりしていると、その点についてもっと経緯が分かるように、把握しやすいように説明してくれるような証拠があったらよかったんじゃないか、そういう御趣旨ですかね。

(2番)

はい、そうです。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

私のときは、偽造された紙幣の映像とかは見せていただきました。ただ、モニター上で見ても何となくしか見えなくて、色とか大きさとかは分からなかったんですけど、後で実物を評議のときに見せていただいたので、それで精巧なものではないというのが分かったので、それは大変よかったですと思います。あと、ほかにもいろいろな小道具があったり、それを購入したときのビデオであったり、お店の映像とかもありましたし、彼のおうちのいろいろ、作った場所の写真とかもあったので、逆にこんなところまで証拠として出るんだなというふうにちょっと感心しました。枚数的にそんなに多いとも感じなかったもので、私は適量だと思います。

(司会者)

さまざまな写真などがあったというところで、非常に分かりやすかったという評価ですかね。

(3番)

はい、そうです。

(司会者)

ありがとうございます。検察官の書証については、確か書き込み用のメモ用紙なども配っていただいたのではなかったかと思うんですが、それを活用されたかどうかという点についてお聞きいたします。このモニターで映された場所に関するメモ用紙の活用ですけれども、その辺りはいかがでしょうか。では、3番さん、どうですか。

(3番)

ごめんなさい、記憶にないです。

(司会者)

ありがとうございます。じゃ、1番さん、いかがですか。

(1番)

すみません、私も何かメモを配ってもらった記憶がなくて。

(司会者)

証拠の表題が書いてあったようなもので、よろしければメモもお取りくださいみたいな感じで配られたものでしたかね。あまり御記憶はないですかね。

(2番)

何かそこだけだと全然足りなかったんで、こういう裏にずっと書いていたんで。でも、その後の皆さんで話をしをするときに、自分の中で意見を整理する際に役立ちました。

(司会者)

ありがとうございます。では、この際の証拠の読み上げの速さとか、声の大きさとかでの分かりやすさ、その辺りはいかがですか。何か分かりづらかったとか、御記憶されていることありますか。ここは、あまり皆様記憶はないですかね。じゃ、ちょっと先に進みましょうか。ちょっとこの事例とは離れるんですけども、こういった証拠を皆様にお見せする際に、事例によってはあまりショッキングな写真などについてはお見せしない方がよいのではないかということで、検察官や弁護人にいろいろと工夫をしてもらおうということがあります。皆様が御担当になったケースは人が大けがをしたりとか、亡くなられたりという事案ではないんですけども、裁判員裁判の場合は亡くなられたとか、非常に重いけがを負われたというような事案もあります。そういった事案で、例えばけがの写真であるとか、あるいは現場の写真であるとか、凶器とか防犯カメラの映像などを見るということについて裁判員経験者として何か御意見があれば伺いたいと思います。御担当いただいた事例ではそういう証拠はなかったと思いますので、ちょっと事例とは離れますけれども、経験者としてそういうものがあつた場合にどのようにお考えになるかというところを伺えればと思いますが、1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

そういうショッキングな写真等々はいろんな事件がある中で多々あるかと思うん

ですけれども、裁判員裁判になっているからにはそういう写真もその事件の一部なので、そこは見て判断するべきだと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんはいかがですか。

(2番)

私もそういうショッキングな写真だったとしても、やはり裁判員に選ばれてやっているし、それを見る、見ないでも何か自分の心の中で変わるといえるか、判断するときが変わったりとか、証拠の一つにもなりますし、きちんと見るべきではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

(3番)

ショッキングな写真はいろいろあるとは思いますが、それは全員見なければいけないんですか。

(司会者)

証拠として採用した場合には調べることになるので、裁判員にも見ていただくことになるんですけども、そういったものについてはなるべくお見せしないというような形で、現時点ではいろいろと工夫を試みていただいているところではあるんです。事例に応じたさまざまな工夫がなされているということになりますけれども、必要があると判断された事件においては証拠で採用した場合は見ていただくということもあるので、そういったことを想定して経験者としての御意見があればおっしゃっていただければということなんです。

(3番)

私はそういう写真を見ていないので、実際のところはよく分からないんですけど、例えばショッキングな傷口とか、遺体というか、そういう現場を見た後に精神的にストレスになるような負担があってはいけないと思うので、大丈夫だと思って見

でも駄目な方もいるかもしれないので、ショッキングな写真ですという提示というか、前もっての心構えというか、あとは駄目な方は辞退してもいいですよとか、イラストとか、実際の写真はかなりリアルだと思うんですけど、でもそれを見ないと分からないかもしれないので、ちょっとその辺はどうしたらいいかは分かりませんが、そういう配慮があってもいいのかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、証人の調べについて伺います。罪体の証人尋問をしたのは、1番さんと2番さんの事件で、被害者を証人として調べています。また、3番さんの事件では、弁護士側の情状証人も御一人調べていますね。証人尋問は、検察官あるいは弁護人の質問と、それに対する証人の答えという形で進んでいきますけれども、尋問をお聞きになって分かりやすかったかどうかという点について何か印象として残っていることはあるか、感想という形で結構ですので、述べていただければと思います。まず、1番さん、どうぞ。

(1番)

分かりやすい、分かりづらいで言えば、分かりやすい質問だったと思います。ただ、記憶が曖昧なのですけども、質問をしている意図と違うような回答が返ってきても、その後突っ込むような質問というのがあまりないんだなというのを感想として覚えています。

(司会者)

それは、検察官、弁護士、どちらの質問だったかは御記憶ありますか。

(1番)

検察官だったかもしれないです。

(司会者)

ありがとうございます。2番さんはいかがですか。証人尋問の関係で。

(2番)

私も記憶がかなり曖昧なんですけど、質問自体はそこまで複雑なことは聞いてい

ないかなと思ったんですけど、まだ被害者の精神的ダメージが大きそうだなというのも、そういう雰囲気も感じましたし、聞かれていることに対してちゃんと答えられていないという感じも見受けられましたし、でもそれ以上突っ込んで聞くというよりは、何か今の被害者の状況を把握するという意味で大事なことだったなという。モニターか何かで出ていただいたんですけど、すごく嫌だったかもしれないんですけど、そういうふうに出ていただいて本当によかったなというか、参考になったかなとは思いますが。

(司会者)

あれは、確かビデオリンクというモニターを通じた尋問だったんですよね。

そういったモニターの画面を通じてというところで、分かりやすさの点で何か支障があったか、その点はどうでしょうか。

(2番)

それは全然ないですけど、その後何か直接いらっしゃって、そのときの方がやっぱりリアルにその表情とか直接見て、モニターでも全然分かりやすかったです。それは全く問題ないと思います。

(司会者)

ありがとうございます。まず、検察官がその立証のために被害者証人に対して聞き出すということの次に、弁護人から検察官が聞き出した事項のその信用性に疑いを持たせたり、あるいは揺るがせたりということを意図して反対尋問もされていたと思うんですけども、その弁護人の質問が何を意図して何のために聞いているのかというような辺り、あるいはその効果についてはどのように感じておられたのかという点はどうでしょうか。1番さん、何か御記憶ありますか。

(1番)

どんな内容を聞いて、どういう反対尋問をしていたかというのはあまり覚えていません。すみません。

(司会者)

ありがとうございます。2番さんはどうでしょう。

(2番)

ちょっと記憶が曖昧なんですけど、被害者の方はその場でできる限りの、自分がこうされたよとか、そういうのを一生懸命おっしゃっているというのは伝わったので、それ以外ちょっと記憶が、すみません。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さんについて伺います。こちらは弁護人側の情状証人ということで、いろいろと情状事実について聞き出していたかと思いますが、その証人尋問で何か感想として感じられたことなどありますか。

(3番)

一番そのときの記憶が残っているんですけど、弁護人が被告人にいろいろ質問をしたときにすごく上手にスムーズに答えていたんです。まだ若い彼がああ法廷の場ですらすらと言えるのは、きっとこれは台本があるんじゃないかと思ったくらい、多分こう聞かれたらこういうふうに言うんだよというふうにやっているんじゃないかなんていうふうに思いながら聞いていたのがすごく印象的でした。それに対して検察官はこうだったんじゃないの、そう思ったんじゃないのみたいな感じで、そのときどうだったのというような感じを被告人に説明したときに、ちょっとおどおどした感じとか、スムーズに答えられなかったりとか、声が震えていたりというのがあったので、これは台本があるのかなんていうのを感じました。

(司会者)

それは、被告人質問のときですかね。

(3番)

そうですね、はい。

(司会者)

ありがとうございます。では、被告人質問の話が出ましたので、被告人質問のときの聞いておられた印象、感想という意味で、1番さん、いかがですか。

(1 番)

今 3 番さんがおっしゃっていたように、弁護人とのやり取りはスムーズに行くのは、私は当然だと思っているので、そこは普通かなと思うんですけど、検察側の質問にどのくらいちゃんと答えられるかというところが争点というか、課題というか、ポイントが大きくなる部分なんじゃないかなと思いました。私が裁判員をやったときはそこがあまりスムーズでないというか、あまりお話しできていないのかなという印象を受けました。

(司会者)

ありがとうございます。2 番さんは、被告人質問についていかがでしょうか。

(2 番)

何かスムーズにぺらぺらしゃべっているときもあるんですけど、検察官に聞かれた後の間の長さというか、ここまで違うのかなとその差にすごく驚いた記憶があります。

(司会者)

ありがとうございました。証拠調べに限らずですけども、3 番さんの事件は、氏名を含めて A とか B とか、名称を定めて行うということをしました。審理を聞いていて、仮の名称を使ったことで何か分かりにくかったとか、支障は感じられたかどうか、その点どうでしょうか。

(3 番)

一番最初から名前を伏せて A, B, C で呼びますという話もあったので、その辺は初日から頭の中で整理できたので、特に支障はありませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、証拠調べに関して検察官から何か御質問ありますか。

(検察官)

はい。書証の説明の仕方について先ほど例えば地図の方角だとかについて初見で

さらさら言葉で説明をされてすぐに理解はしにくいと、是非動画などでの説明もという御意見は非常に貴重だと思いますので、今後検討させていただきたいと思っております。これに限らず、恐らく書類に書かれていることをモニターに映して検察官が順番にさらさら読み上げて説明をしていくという一連の流れで皆さんに頑張ってメモを取っていただいたかと思うんですけども、その手続の中だけでおおよそ証拠の中身というのが理解できたものか、その後で何度か反すうして、評議室に戻った後に確認をしたりしないと分からなかったのか、その辺りについて率直な御感想をお伺いできますでしょうか。

(司会者)

1 番さん、いかがですか。

(1 番)

多分七、八割は理解できていると思います。ただ、ちょっとだけは後から話して、ああ、こうだったのねって思ったことがあったかもしれないです。

(司会者)

では、2 番さんはいかがですか。

(2 番)

聞いたときは理解半分、受け止め半分みたいな感じで、後で皆さんと話し合っていくうちに理解がだんだん100パーセントに近づくかのような、そういう感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さんはいかがでしょう。

(3 番)

そんなに難しい証拠ではなかったと思うので、大体分かりましたけど、評議で実物を見せていただいたので、納得はいきました。

(司会者)

検察官、この質問はよろしいですか。

(検察官)

はい、ありがとうございます。

(司会者)

では、弁護士からいかがですか。

(弁護士)

証拠書類についてこちらも質問なんですけれども、ちょっとメモにも関わるんですけども、弁論の中で検察官とか弁護人が証拠調べ、こういうのがありましたよねというような列挙ををすると思うんですけれども、その際に、ああ、あれのことねというふうにスムーズに思い浮かべる、思い出すことができたかというのをちょっと御記憶の限りで教えていただければと思うんですけれど。

(司会者)

では、3番さん、いかがですか。

(3番)

分からなくなるというか、思い出せないことはなかったです。

(司会者)

では、2番さんはいかがですか。

(2番)

全く分からないというのもないですけど、細々したところは皆さんと話した上で、ああ、そうだったかなみたいな感じで、全てじゃないですけど、でもそんな忘れるとかはないです。

(司会者)

1番さんはいかがでしょう。

(1番)

私も3番さんと同様に、あれ、これだったっけというようなことはなく、理解できていたと思います。

(司会者)

よろしいですか。

(弁護士)

もう一点、1番さんと2番さんが担当された事件は被害者の尋問をしたということですが、弁護士からすると証言の信用性を揺るがせなければならぬので、多少意地悪な質問とかもせざるを得ないことがあったと思うんですけども、聞いていらっしやって弁護人の質問どうなんだろうとか思ったこととかはありましたかね。

(司会者)

では、1番さんは何か御記憶ありますか。

(1番)

そんなに何か変な質問をしていたなという記憶はなく、逆に、被害者の方が検察官の話と結構違っていたので、弁護人がいろいろ質問をしたい気持ちがすごくよく分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

私も同じで、あまりその被害者に対して何か追い詰めるとか、そういうのは感じなくて、それよりもとにかくその場であった事実を知りたいという質問だったなというふうに感じています。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

では、論告、弁論というところも振り返ってみたいと思います。1番さん、2番さんの事件ですと、論告メモはA4が1枚で、弁護人の弁論メモはA4が1枚ということでした。いずれも被告人の供述と被害者の供述を対比させるなどしてその信用性を論じていたという内容になります。分かりやすさ、あるいはまとめ方の見やす

さ、長さ、短さという点で御感想を述べていただければと思います。まず、1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

分かりやすさという点では、よくまとまっているので分かりやすいと思います。

(司会者)

それは、論告メモも弁論メモも、いずれもという御意見ですかね。

(1番)

はい、いずれもです。

(司会者)

ありがとうございます。2番さんはいかがですか。

(2番)

私も論告メモも弁護人のメモもすごく見やすく分かりやすいですし、表とかも載っていますし、初めて見てもよく分かるように説明していただいたので、分かりやすかったです。

(司会者)

では、3番さんの事件についてですけれども、検察官の論告メモも弁護人の弁論メモもいずれもA4が1枚、こちらは量刑だけが争点でしたけれども、まとめ方の見やすさ、分かりやすさ、長さという点でいかがでしたか。

(3番)

とても分かりやすく目について、考えなければいけないことが分かりやすく書いてあったので、見やすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。あと、論告ですが、検察官が量刑グラフを示して、そのグラフでの位置付けというのも論じていたかと思います。弁護人もグラフこそ示されなかったケースがありましたが、検索システムの条件で絞ったらこういうふうになるんで、このくらいにすべきだというような積極的な刑の主張もされていたものも

あったかと思えます。そのグラフの使い方などについて、分かりやすさという点でどうだったのか、御意見を述べていただければと思います。まず、1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

グラフとかがあって目に見えた方が直感的に分かるので、そこはいいかと思えますし、ふだん全く縁のないところなので、グラフであり表でありというのがあるととてもいいかと思えます。強いて言えば、目立たせたいところに色がついていると更に分かりやすくいいかなと思えます。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さん、いかがでしょうか。

(2番)

私も表だと一目で分かるので、分かりやすいというのもありますし、こういう件だと懲役何年とかいうのも示されていますし、量刑を決めるのにとっても参考になったので、分かりやすくよかったなと思えます。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

(3番)

私も表を見て、こういうシステムがあるんだなと。これによって考えを導くことができたので、よかったと思えます。ただ、論告メモと弁論メモの記載の仕方とか用紙が違ったりするので、見比べればいいんですけど、短時間の中で見比べるときにどこどこを見合わせればいいのかというのがちょっと見にくくなって若干思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、検察官、弁護人から論告、弁論に対して何か御質問があるか伺います。検察官、いかがですか。

(検察官)

今御指摘いただいた量刑グラフの点ですけれども、これは検察官それぞれにいろんな説明の仕方だとかグラフの使い方がございまして、伺っている限りではやはり量刑グラフそのものをこの論告メモにきちっと載せて説明をした方がやはり分かりやすいという御感想ですかね。場合によっては、この量刑グラフを載せずに、こういうものがありますという説明をした上で、大体こういうことをしていると何年ぐらいになっていて、こういうことをしていると比較的軽い刑になっているという言葉の説明だけで済ませることもあるんですけれども、やはりそれだとイメージが湧きにくいという御感想でいらっしゃるんですかね。皆さんうなずいていらっしゃるということはそうですね。この点は確認だけでしたので、以上でございます。

(司会者)

弁護士からいかがでしょう。

(弁護士)

実は検察官と同じだったんで、大丈夫です。

(司会者)

では、証拠調べと論告、弁論に関して角田裁判官から何か質問ありますか。

(裁判官)

証人尋問、被告人質問について質問なんですけれども、反対尋問とか反対質問というのは何かしら疑ってかかる立場からの質問となるわけなんですけれども、その尋問とかを直接聞いているときに、ここの点をきっと疑っているんだろうとか、質問者の意図というのはよくお分かりになったか、それというのは後から振り返ってみて、話すうちに分かったという、そういうようなものなのか、そこの辺りどうだったかというのを聞かせていただければと思います。

(司会者)

3番さんはいかがですか。証拠調べのことにちょっと戻りましたけれども。

(3番)

検察官が被告人に追加で質問されていることは、何に対して聞いているのかなと

いうことは何となく分かりました。それを聞いた上で、今回この裁判で裁かなきゃいけないこと以外の背景にもつながるのかなとは思いましたが、でもそれはまた違うんですよね。でも質問の意図は分かりました。

(司会者)

では、2番さん、いかがですか。

(2番)

私も記憶が曖昧なところがあるんですけど、でも、何を聞きたいというのは、もちろん分かりましたし、ポイントになるところもこういうところなんだろうなというのは分かっていたと思います。

(司会者)

では、1番さん、いかがですか。

(1番)

私も皆さんと同様で、分かっていました。

(司会者)

ありがとうございました。では、最後に評議と判決について伺います。評議の秘密がありますので、なかなか難しいところではあるのですが、こちらがお聞きしたいのは証拠調べを踏まえて意見を十分に述べられたかどうかというのが一番気に掛かる所です。証拠を踏まえて十分に御自身の意見を言えたかどうか、その御感想としてはどうでしょうか。まず、1番さん、お願いいたします。

(1番)

意見は十分に言わせていただいたと思っています。

(司会者)

今後、評議をするにあたってもっとこんな工夫があった方がよかったんじゃないかとか、あるいはこんな配慮があってもよかったんじゃないか、休憩の入れ方とか、そういうことも含めて何か御要望はありますか。

(1番)

休憩もすごく多く取っていたというふうに思っていますし、意見の出し方とかもうまく導いてくれるので、よかったと思います。何か改善した方がいいなと思う点はありません。とても勉強になることばかりでした。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんはいかがでしょう。

(2番)

私が、考える時間を要する性格というのかもしれないんですけど、そのときに考えて意見を言う精一杯はできたかなとは思うんですけど、もう少し時間があつたらいいなと個人的には思っていました。あと、休憩時間とかは全く問題なくて、こんなに休憩いただいていいのかなというのもありましたし、私たちがちゃんと意見を言いやすいようにお話ししてくださったりとか、本当に緊張しないようにとかしてくださったりとかで、もっと緊張するかと思っていたので、その点は本当にありがたいなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さんいかがでしょう。

(3番)

私も皆さんの意見と同じです。休憩時間も適当でとてもよかったと思いますし、話が途切れた後の話合いでも、先ほどはこういう話をしましたけどどうですかという形で話を持っていってくれたので、とても整理整頓できながら話が進みましたし、自分が意見を言えなかったということもありませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。あと、法律的なところは裁判官が説明するということになっているのですが、裁判官の法律事項の説明自体の理解のしやすさという点ではどうでしょうか。何か分かりにくかったとか、もうちょっとこう説明してもらった方がよかったとか、そのような御意見はありますか。では、3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

難しい言葉も分かりやすく説明していただきましたし、その場で質問に答えていただけたので、とても分かりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんはいかがでしょう。

(2番)

私も分からない用語が出てきても、これはこういうことで、こういうルールがあって、こういうことなんですと詳しく説明していただいたんですけど、聞いているときは、えっ、何だろうと思ったんですけど、聞き終わったら、あっ、そういうことなんだってちゃんと分かるふうになっていたの、ありがたかったです。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さんいかがでしょう。

(1番)

私も皆さんと同様の意見です。

(司会者)

ありがとうございます。では、法廷での証拠調べは1回限りということで、実際に評議をするまである程度の時間や日数が経っていったかと思うんですけども、評議の際に証拠の内容をよく思い出せたかどうか、御感想としてはいかがでしたでしょうか。では、1番さん、お願いいたします。

(1番)

1日、2日なので、それで忘れちゃうというようなことはないの、日にちが空いていることには問題ないかなと思います。

(司会者)

2番さんはいかがでしょう。

(2番)

私も日にちが大幅に空いているということではなかったんで、それで忘れるとい

うこともなかったですし、問題なかったです。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

(3番)

私も同じ意見です。もう一度見せてほしいという要望をしたときにも確か見せていただいたような気がするので、特に問題はないと思います。

(司会者)

ありがとうございます。あとは、論告メモ、あるいは弁論メモ、そういったものも見ながら評議をしたかと思いますが、最後に検察官と弁護人が証拠調べの結果を踏まえてプレゼンをしたものということになりますが、論告メモと弁論メモは評議をする上で役に立ったかどうかという点はいかがでしょう。では、1番さん、どうでしょう。

(1番)

やはり2つの意見を基に考えていくので、とても役に立っています。

(司会者)

ありがとうございます。2番さんはいかがですか。

(2番)

私も同意見で、これが何か話合いの主たる資料と言っても過言ではないんじゃないかぐらいに思っていたので、比べてみて皆さんと同じふうに、すごく役に立ちました。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん、いかがですか。

(3番)

私も同じ意見です。とてもコンパクトに要約されているので、とても分かりやすくよかったですと思います。これがないと多分、自分のメモがまとまっていないので、とてもよかったですと思います。

(司会者)

ありがとうございます。あとは、評議の内容を踏まえて、その内容をきちんと正確に判決に反映するということが必要なんですけれども、評議の内容を踏まえた意を尽くした判決が書けていたかどうかというところも裁判官としての関心事であります。その点、判決を読まれて、また立ち会われたときの判決の内容や言葉を聞かれてどのように感じられたのか。きちんと意を尽くした判決が書けていたのか、それともこの辺は工夫した方が分かりやすかったんじゃないかとか、そのような御感想があれば述べていただきたいと思います。1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

文章の分かりやすさという点では、聞いていれば理解できますが、ふだん使わないような言葉とかが出てくるので、それを日常で使うような言葉に変えた方が、例えば擦過傷はすり傷でもいいんじゃないかというようなことは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番さんはいかがでしょう。

(2番)

特に、文章とかも分かりにくいとか、そういうのはあまり感じなくて、裁判員とか傍聴人に対してそこまでは配慮しなくてもいいのではないかなと個人的に思うので、このような形でいいのではないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さんはいかがでしょう。

(3番)

私も皆さんの意見とほぼ一緒です。裁判を通して言葉にも慣れてきたので、専門用語がある中でも分かってはきたので、それは大丈夫だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、判決、評議まで来ましたけれども、これまでのところ、全体を通じてでも構いませんので、この機会に加えてお聞きになりたいという

ことがあれば伺いたいと思います。では、弁護士からいかがでしょうか。

(弁護士)

先ほど1番の方から擦過傷はすり傷にした方がいいということ承りまして、本当に法律家って難しい漢字を使いたがるようなんですけれども、弁論メモとか読み上げの原稿とかも含めて、やはり裁判員の方にとって分かりやすい表現に言い換えるように気を付けた方がいいなどは感じられますかね。

(1番)

分からなくはないので、いいとは思いますが。でも、強いて言えばというところで、そうした方が理解度が上がるのかなというふうに思います。

(弁護士)

どうもありがとうございます。

(司会者)

そのほかの点も含めてで構いませんので、最後の質問の機会になりますので、いかがでしょうか。

(弁護士)

弁護士会で、例えば読み上げ原稿なしで、空で、もうまるで役者さんのように証言台の前で演説みたいなふうにするのはどうかというふうに言われている議論もあるんですけれども、どうですか。皆様から見てそんな大仰にしなくてもいいよと思われるか、多少は抑揚をつけてしゃべってもらった方が頭に残りやすかったのかなとか、仮定の話になってしまうんですが、アドバイスをいただければと思います。

(司会者)

それは、冒頭陳述と弁論の際に弁護人が証言台のところに出て、紙もなく、もうその場で口頭で訴えかける形で行った方がいいのではないかという議論があって、そうすることについてどのように思うか、でいいですか。

(弁護士)

はい、素直な意見を。

(司会者)

では、3番さん、いかがですか。

(3番)

どちらでもいいと思いますけど、あまり感情が入ってしまうとそれに影響されてしまうところがあると思うので、あまり役者さんみたいな感じじゃない方がいいと思います。

(司会者)

では、2番さん、いかがですか。

(2番)

私が参加しているときに感じたのが、何かドラマで見ているときみたいな感じじゃないんだなというのは思って、でも実際そこまでしなくてもいいのではないかなとも感じるんですけども、感情的にどうこう言うとかじゃなくて、前に出て言うというのはあってもいいのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さん、いかがでしょうか。

(1番)

私も2番さんとか3番さんの意見も、ああ、そうだなって思って今聞いていたんですけども、紙を見ながら棒読みをするよりもやはり自分の言葉で話した方が心に響く部分はあるのかなと、ただ文章を読むよりは普通にしゃべった方がいい場合もあるのかなと思います。

(司会者)

この質問はよろしいですか。

(弁護士)

はい、貴重な意見ありがとうございました。

(司会者)

では、検察官、いかがでしょう。

(検察官)

検察官からも審理スケジュールについてお伺いしたいことがございまして、ちょっと皆様の御担当された事件の詳細なスケジュールまで把握していなかったんですが、場合によっては午前中に選任手続があつて、そのまま午後開廷をされて、それで起訴状朗読、それから冒頭陳述をやって、そのまま証拠の説明という手続に入ることもあります。やっぱりその選任された当日にそういう説明を受けて、それでもきちんと理解ができるものなのか、可能であれば、選任とはまた別の日に審理を始めたいというようなお考えなのか、その辺りはどういった御感想をお持ちでしょうか。

(司会者)

1 番さん、お願いいたします。

(1 番)

私は、選任されて、そのまま午後から裁判に入っても全然いいかなと。逆にほかの日に一から来るよりは続きでやっちゃった方がいいなと思います。午前中に来るということは、もうそのつもりで来ているので、大丈夫じゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、2 番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

私は、選ばれると思わなくてちょっとびっくりしたというのもあるんですけど、それでちょっと動揺しましたが、だからといって別日に来るまではしなくてもいいかなというか、入ってしまえば、もうやるだけみたいな感じにもなったので、別々にしなくてもいいのではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、3 番さん、いかがでしょう。

(3 番)

私もどちらがいいかは分からないんですけど、選ばれてその流れでという方が勢

いはあってよかったとは思いますが、何しろ疲れました。何日か経ったときに少し早目に終わる日もあったので、体力的には大丈夫だとは思いますが、何しろ1日目は疲れました。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

では、角田裁判官からありますか。

(裁判官)

判決書のことについてちょっと伺わせていただきたいんですけども、書く側からすると必要十分なところを入れているつもりなんですけれども、実際に御覧いただいて、長過ぎるとか、短いとか、率直な感想としてこれをぱっと見たときにどう思われたかというところを教えてください。

(司会者)

じゃ、1番さん、いかがですか。

(1番)

とてもいいと思います。長過ぎもせず、短過ぎもせず、内容もきちんと分けているので、いいと思いました。

(司会者)

2番さんはいかがでしょう。

(2番)

決して短くはないとは思いますが、全部必要なことが書いてありますし、全部話したとしても5分、10分ということなので、全く問題ないかと思います、長さに関しては。

(司会者)

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

(3番)

判決文の長さに関しても適当だとは思いますが。ちょっと質問から外れるかもしれないんですけど、裁判長から被告人に対して皆がこういうふうに思っているんだよというようなことがとっても心に残っていて、彼の将来がこれからよくなるといういなという祈りもあって、よかったなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、何か最後の質問ありますか。

(支部長)

先ほど、最近裁判員裁判の辞退者がだんだん増えているという話をさせていただきました。問題はどこにあるのか、日程の組み方が、特に仕事を持っている方に御負担になっているような様子があるのか、あるいは広報活動に問題があるのか、あるいは御家庭の関係で御不満があるのか、あるいは先ほど話が出ましたが、見たくない写真を見る可能性もあるという、何かそのところを改善すべきところがありましたら、もしあれば聞かせていただければと思いますけども、いかがでしょうか。

(司会者)

では、2番さん、いかがでしょう。

(2番)

私は時間に融通がきく生活をしていますので、大丈夫なんですけど、やはり精神的ストレスというよりは日程の問題が大きいのかなとは思っていて、やはり土日、祝日が入っていた方が辞退する人は減るんじゃないかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番さん、いかがでしょう。

(1番)

辞退する方の理由はいろいろあるかと思うんですが、私も普通に仕事をしている会社員ですけども、自分でやろうって決めない限りは難しい日程かなと思います。けれど、やろうと思えば別に休めないこともないかと思えますし、これがいけないから辞退者が多いという決定的なものはないような気がします。さまざまな理由な

のかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

私の場合も職場の理解があったので、特別休暇をいただいて、是非行ってらっしゃいということで行かせていただいたので、とても来やすかったです。職場の人とか友達にこういうのをやったんだよという話もしますけど、やはり私は当たりたくない、来たら断るという人がかなり多いんですよね。多分興味のある人とかはやってみようって思うのかもしれないですけど、興味がない、面倒くさいというのが大きいんじゃないのかなと思います。やってよかったという声をふだん目にすることがないので、アピールというか、何かもうちょっとあったらいいかなと思いました。

(支部長)

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

(司会者)

では、時間となりました。本日は、本当に長い時間お付き合いいただきまして、ありがとうございます。これまでも御説明させていただいているとおり、また御協力いただくということもあるかもしれませんが、そのときにはまた快くお受けいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。